

兵庫県立尼崎総合医療センターにおける退院時薬剤情報連携加算について

兵庫県立尼崎総合医療センター 薬剤部

○吉見 真太郎、濱端 綾太、奥貞 佳世子、太田 あづさ

河原 香織、佐倉 小百合、辻本 純子

【はじめに】

令和2年度診療報酬改定において、退院時薬剤情報管理指導料に加えて退院時薬剤情報連携加算が新設された。本加算は、退院時に処方内容の中止や変更の情報を保険薬局へ文書で提供した際に算定できるものである。本発表では兵庫県立尼崎総合医療センター（以下、当院）における退院時薬剤情報連携加算の算定の現状について調査を行い、推進についての方策を検討した。

【方法】

令和3年4月から令和3年8月までの期間において、当院における本加算の算定状況について電子カルテを用い、後方視的に調査し、算定患者の薬剤の変更内容や変更理由について調査した。また当院薬剤師に本加算に関するアンケート調査を行い、本加算算定を促進する方法について検討した。

【結果】

当院において算定された本加算の件数は6件であり、同期間において退院時指導は524件算定されていた。また、6件のうち薬剤の中止は3件、薬剤変更は2件、用量変更は2件、薬剤の追加は4件であった。本調査では同一患者において複数の変更が行われた例も見受けられた。薬剤変更の主な理由は、疾患の改善により投与の必要がなくなったためであった。また、薬剤師の提案により患者のアドヒアランスを考慮して、入院中に持参薬のエリキユース錠がリクシアナ錠への変更された事例があった。なお、アンケート調査から、算定のための関係書類の準備に手間がかかることや若手薬剤師の本算定に関する理解度の低さが問題点として挙げられた。

【考察】

本取り組みは、入院中に中止や変更となった薬剤が退院後、安易に再開されることの防止や薬剤の漫然投与防止につながると考えられる。さらに、当院薬剤師の意見から、算定を行うために必要な書類のテンプレートを見直すことや、若手薬剤師に対して改めて本制度に関する説明を行うことで本取り組みを促進し、保険薬局との連携を充実させたい。